

お客様各位

2018年6月29日

危険品混載貨物のお引き受けに関して(3)

平素は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
予ねてよりご案内申し上げておりますとおり、危険品混載貨物の引き受けの基準を変更させていただきますので、詳細について改めまして以下の通り再度ご案内申し上げます。

①. **ブッキング引き受け : DOC CUT日 の 2営業日前 15 時まで**

②. ①で既にお引き受けしているアイテムの内容変更・訂正(※)
: **DOC CUT日 の 1営業日前 12 時まで**

(※)

- 変更・訂正の対象：個数、重量、積載コンテナタイプの変更。
(但し、IMDG CODEの容器規定範囲内に限定。①での未申告のアイテム追加は変更には該当せず新規BKG扱い。)
- 変更・訂正のご連絡先：**各営業担当またはブッキング窓口**までお願いいたします。

(注意点)

赤紙にて最終的に内容が変更になることが判明した場合は、上記変更受付時間内（上記②）に各営業担当またはブッキング窓口宛に変更内容をご連絡ください。ターミナルに赤紙をご提出頂くだけでは変更申請は行われませんのでご注意ください。

③ **書類(※※)締め切り : DOC CUT日 の 弊社既定時間まで (弊社&ターミナル宛)**

(※※) 書類 = コンテナ危険物明細書

赤紙は ①②の申告内容と差異の無い様、十分にご注意の程、御願い致します。

DOC CUT日 2営業日前 15 時 (上記①) 以降に未申告のアイテムの追加があった場合、及び
DOC CUT日 1営業日前 12時 (上記②) 以降にIMO CLASS、UN.NO、引火点、容器等級、少量危険物もしくは海洋汚染該当の変更があった場合は、新規ブッキング扱いとなりますので、次船以降でのお引き受けとなります。

尚、①②の期日を過ぎてご依頼いただいた場合は例外なく翌週以降の本船での引き受けとさせていただきますのでご注意ください。

また、ターミナルの危険品蔵置の制約等により、一度搬入されたCYから搬出作業を行って戴くケースも御座いますので、上述事項につき十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

以上